

住宅課

議案第1号

財団法人港区住宅公社に対する助成に関する条例を廃止する条例について

1 概要

公社は、定住人口の確保を推進し、区における健全な地域社会を醸成することを目的に、平成7年6月15日に設立しました。

その後、公社は設立当初の目的を達成したことから、平成19年7月に区が策定した「外郭団体改革プラン」に基づき、平成21年3月31日に解散しました。

当初は、平成21年度中に清算終了を終え、閉鎖登記をする予定でしたが、平成20年12月12日に、公社はシティハイツ竹芝エレベーター事故の被害者であるご遺族から提訴されたことを受け、訴訟が終結するまで清算を留保することとしました。

平成29年11月24日、公社は遺族訴訟における相被告とともに原告と和解し、公社の和解金支払いは発生しなかったため、訴訟代理人への報酬等の事務経費以外に実質的な負担は生じませんでした。

遺族との和解により、公社に係る債務が確定したことから、平成30年7月20日付の公社清算人会の書面表決により、清算を終了し、同年7月27日付で閉鎖登記を完了しました。

また、同年8月10日付で東京都に対して閉鎖登記の届出を行い、同年9月26日に開催した公社清算人会において、清算終了及び閉鎖登記を確認しました。

2 条例廃止理由（参考資料）

平成30年7月27日付で閉鎖登記を完了し、公社に係るすべての業務が終了したため廃止します。なお、条例の廃止に併せて、同条例施行規則を廃止します。

3 施行期日

公布の日

○財団法人港区住宅公社に対する助成に関する条例

平成七年三月二十四日

条例第十三号

改正 平成二〇年一〇月一七日条例第四三号

(目的)

第一条 この条例は、区が財団法人港区住宅公社（平成七年六月十五日に財団法人港区住宅公社という名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。）に対し、経費の助成等を行うことにより、住環境等の整備を促進し、もって区民の福祉の増進及び向上に寄与することを目的とする。

(経費の助成)

第二条 区は、公社に対し、予算の定めるところにより、その運営及び事業に要する経費の一部を助成するものとする。

(財産の貸付け等)

第三条 区は、公社に対し、その業務を行うために必要な土地、建物その他の財産を無償で貸し付け、若しくは貸付け以外の方法により使用させ、又は譲渡することができる。

(職員の派遣)

第四条 区は、公社の要請に応じ、その業務に従事する者として、職員を派遣することができる。

(指導及び助言)

第五条 区は、公社の健全な運営及び発展を図るため、必要な指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(平成七年六月規則第四八号で、同七年六月一五日から施行)

付 則 (平成二〇年一〇月一七日条例第四三号)

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。